

吳市教育委員会議題  
(平成29年12月15日定例会)

吳市教育委員会

平成29年12月15日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第35号 呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定  
について
- 4 報告第28号 平成29年度教育費補正予算について
- 5 報告第29号 寄附受納について
- 6 報告第30号 呉市立呉高等学校の平成30年度入学者選抜実施要項について
- 7 教議第36号 臨時代理の承認について(平成30年度教育費予算) 【非公開】

教議第35号

呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会教職員住宅管理規則（平成17年呉市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

名称	所在地	使用料	備考
西宇土教員住宅	呉市倉橋町4055番地の2	7,900円	
海越教員住宅	呉市倉橋町15254番地の2	7,900円	
重生教員住宅	呉市倉橋町5401番地の4	7,900円	
内浦教員住宅	呉市豊浜町大字豊島字中ノ田986番地の3	7,700円	延べ面積41㎡以上62㎡未満
大浜教員住宅	呉市豊浜町大字大浜字浜1131番地	7,700円	延べ面積41㎡以上62㎡未満
沖友下西垣内住宅	呉市豊町沖友字下西垣内1524番地1	7,500円	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

上河内教員住宅，小林教員住宅，向教員住宅，向小校長住宅，向中校長住宅，小野浦教員住宅，山崎教員住宅，大長草露明住宅及び久比大浦住宅を廃止するため，この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

上河内教員住宅，小林教員住宅，向教員住宅，向小校長住宅，向中校長住宅，小野浦教員住宅，山崎教員住宅，大長草露明住宅及び久比大浦住宅は，施設の老朽化が著しく，今後の利用が見込まれないため当該施設を廃止するものです。

2 施行期日

公布の日から

3 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
名称	所在地	使用料	備考	名称	所在地	使用料	備考
上河内教員住宅	呉市倉橋町 1358番地 の5	7,900円		(削除)			
西宇土教員住宅	呉市倉橋町 4055番地 の2	7,900円		西宇土教員住宅	呉市倉橋町 4055番地 の2	7,900円	
海越教員住宅	呉市倉橋町 15254番地 の2	7,900円		海越教員住宅	呉市倉橋町 15254番地 の2	7,900円	
重生教員住宅	呉市倉橋町 5401番地 の4	7,900円		重生教員住宅	呉市倉橋町 5401番地 の4	7,900円	
小林教員住宅	呉市倉橋町 1742番地 の1	4,400円		(削除)			
向教員住宅	呉市蒲刈町 向1513番地	8,200円		(削除)			
向小校長住宅	呉市蒲刈町 向771番地	8,200円		(削除)			
向中校長住宅	呉市蒲刈町 向771番地	8,200円		(削除)			
内浦教員住宅	呉市豊浜町 大字豊島字 中ノ田986 番地の3	7,700円	延べ面積 41㎡以上 62㎡未満	内浦教員住宅	呉市豊浜町 大字豊島字 中ノ田986 番地の3	7,700円	延べ面積 41㎡以上 62㎡未満
大浜教員住宅	呉市豊浜町 大字大浜字 浜1131番地	7,700円	延べ面積 41㎡以上 62㎡未満	大浜教員住宅	呉市豊浜町 大字大浜字 浜1131番地	7,700円	延べ面積 41㎡以上 62㎡未満

小野浦教員住宅	呉市豊浜町 大字豊島字 城ヶ口 3692 番地	9,900 円	延べ面積 62 ㎡以上	(削除)			
		7,700 円	延べ面積 41 ㎡以上 62 ㎡未満				
山崎教員住宅	呉市豊浜町 大字豊島字 妙現 3414 番地の 2	9,900 円	延べ面積 62 ㎡以上	(削除)			
		7,500 円	延べ面積 32 ㎡以上 62 ㎡未 満, トイレ ・風呂独立 型				
		4,400 円	延べ面積 32 ㎡以上 62 ㎡未 満, トイレ ・風呂共同 型				
大長草露明住宅	呉市豊町大 長草露明 5674 番地 1	9,500 円	3 LDK	(削除)			
		7,500 円	3 LDK				
久比大浦住宅	呉市豊町久 比宇大浦 2857 番地	9,500 円	1 階	(削除)			
		7,500 円	2 階				
沖友下西垣内住宅	呉市豊町沖 友宇下西垣 内 1524 番 地 1	7,500 円		沖友下西垣 内住宅	呉市豊町沖 友宇下西垣 内 1524 番 地 1	7,500 円	

7

報告第28号

平成29年度教育費補正予算について

○補正予算要求(内示後)

【学校施設課】

(単位:千円)

款・項	目	節	細 節	補正前	補正要求額	内示額	補正後	充当先事業等	
歳 入	国庫支出金 国庫負担金	教育費 負担金	中学校建設 費負担金	片山中学校 整備	0	26,270	26,270	26,270	【補正】片山中学校重層屋体建設工事 (屋体増築分) 26,270千円
				計	0	26,270	26,270	26,270	
				片山中学校 整備	11,404	81,843	81,843	93,247	○片山中学校重層屋体解体工事 (解体分) 11,404千円 【補正】片山中学校重層屋体建設工事 【合 計】 81,843千円 (校舎改築分) 34,091千円 (屋体改築分) 47,752千円
			計	11,404	81,843	81,843	93,247		
国庫支出金 計				11,404	108,113	108,113	119,517		
市債 市債	教育費	中学校債	片山中学校 建設事業		79,400	402,200	402,200	481,600	○片山中学校重層屋体解体工事 (解体分) 79,400千円 【補正】片山中学校重層屋体建設工事 【合 計】 402,200千円 (校舎改築分) 155,000千円 (屋体改築分) 186,600千円 (屋体増築分) 60,600千円
				計	79,400	402,200	402,200	481,600	
				市債 計				79,400	402,200
合 計				90,804	510,313	510,313	601,117		

【学校施設課】

(単位:千円)

款・項	目	事 業	細事業	補正前	補正要求額	内示額	補正後	事業内容等		
歳 出	教育費 中学校費	学校建設費	中学校 建設費	片山中学校 建設事業		120,500	607,084	607,000	727,500	○片山中学校重層屋体解体工事 委託料 2,700千円(工事損失調査) 委託料 3,500千円(廃棄物処理費) 工事請負費 1,300千円(油庫改築) 工事請負費 113,000千円(移設+解体) 【補正】片山中学校重層屋体建設工事 【合 計】 607,000千円 (校舎改築分) 227,326千円 (屋体改築分) 277,293千円 (屋体増築分) 101,881千円
					計	120,500	607,084	607,000	727,500	
					中学校費 計				120,500	607,084
合 計				120,500	607,084	607,000	727,500			

補正事業費

(千円)

事業費	国 費	起 債	一般財源
607,000	108,113	402,200	96,687
607,084	108,113	402,200	96,771

← 内 示

← 要求時

※「改築」は既存面積分の建替え, 「増築」は既存面積を超える部分の建替えを示す  
※「重層屋体」とは, 下層階が校舎で, 最上階が体育館の構造の建物のことを示す

○繰越明許費

補正要求した歳入・歳出予算の全額を繰越





寄附受納について

学校施設課

呉市立昭和中学校の備品として、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
呉市在住の個人	テナートロンボーンほか (管楽器)	5	791,640円	H29.11.29





## 平成30年度 入学者選抜(I)実施要項

呉市立呉高等学校  
〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目13-56  
TEL(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501  
<http://www.kure-city.jp/~kurek/>

### 1 選抜の趣旨

呉市立呉高等学校（以下「本校」という。）への入学を志望し、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を有する者を「平成30年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて選抜する。

### 2 課程及び学科

全日制課程 総合学科

### 3 学科の目標及び教育課程

本校の総合学科は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを目標としている。そのため、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体感させる学習を可能にするとともに、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習を重視している。

### 4 募集

#### (1) 出願資格

平成30年3月に中学校を卒業する見込みの者で、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。

- ア 本校総合学科を志望する動機・理由が明白かつ適切であること。
- イ 本校総合学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
- ウ 学習成績が良好であること。
- エ 次の事項のいずれかに該当すること。

(ア) 学習活動に意欲的に取り組んでおり、入学後も主体的に学習活動に取り組むことができること。

(イ) 文化・スポーツ活動において優れた実績をあげており、入学後も継続して活動に取り組むことができること。

#### (2) 定員 80人（入学定員160人の50%）

### 5 出願

#### (1) 方式

##### ア 通学区域

広島県一円（ただし、呉市、東広島市及び江田島市を除く地域の中学校を卒業する者の選抜（I）による入学については、選抜（I）の定員の100分の30の範囲内）とする。

イ 志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。

#### (2) 期間

平成30年1月19日（金）から1月24日（水）正午まで

受付時間は最終日以外は9時から16時（最終日は正午）までとする。（ただし、12時から13時の間を除く。）なお、入学願書等（出願に必要な書類）は、原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、受検票及び志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、平成30年1月23日（火）までに到着するように提出すること。また、中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

#### (3) 手続

##### ア 志願者

(ア) 志願者は、次の①、②及び④の書類に必要事項を記入し、①から④までの書類等を中学校長を経由して本校校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第1号）
- ② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
- ③ 入学者選抜料 2,200円
- ④ 志望理由書（様式第6号）

入学者選抜料は、呉市立呉高等学校入学者選抜料納付書（中学校から本校に希望数を依頼すること。）により、呉市指定の金融機関等で納入し、「納入通知書兼領収証書」（領収印のあるもの）を入学者選抜願の裏面に、受検票にかからないように注意して貼ること。

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

(イ) 志願者で、受検にあたって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付すること。

(ウ) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（5（4）を参照）

##### イ 中学校長

(ア) 中学校長は、次の①から④までの書類等を5の（2）の期間内に本校校長に提出する。

なお、提出にあたっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、④の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

- ① 入学願書（様式第1号）
- ② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
- ③ 推薦書（様式第5号）
- ④ 志望理由書（様式第6号）
- ⑤ 学校教育法施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）
- ⑥ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）

- ⑦ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）
- ⑧ 志願者名簿（様式第13号）2部（1部はコピーでも可）
- ⑨ 文化・スポーツ活動実績証明書（本校が定める様式）

4（1）エの（イ）に該当する志願者について提出すること。

（イ）県外からの志願者については、様式第7号に記載する内容をすべて含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

#### ウ 受検票の交付等

本校校長は、中学校長から入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、志願者名簿には受付番号を記入し、受検票を交付するとともに、志願者名簿（1部）を返却する。

なお、郵便により提出された場合、受検票及び志願者名簿（1部）は中学校長に郵便により送付する。

#### （4）県外等からの出願

##### ア 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①又は②に該当する者は、入学願書提出前に、呉市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

- ① 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。
- ② その他①に準ずる者。

a 提出書類 「平成30年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第1（P95）による。

b 提出期間 平成29年12月13日（水）から平成30年1月9日（火）正午まで  
（ただし、日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、平成30年1月5日（金）までに必着するよう提出すること。

また、志願者は郵送後、電話により速やかに呉市教育委員会に郵送した旨の連絡を行うこと。

c 提出先 呉市教育委員会教育部学校教育課 〒737-8501 呉市中央四丁目1-6 TEL(0823)25-3458

d 結果の通知 中学校長に通知する。

##### イ 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に（平成30年1月19日（金）現在）単身赴任などで本校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書等受付期間内に本校校長に提出すること。

## 6 選 抜

### （1）方 針

選抜は、「平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

### （2）小論文及び面接

ア 志願者全員に対して、小論文及び面接を実施する。

イ 実施期日 平成30年2月2日（金）

集	合	8:40
諸	注	意
小	論	文（60分）
面	接	
		8:45 ~ 8:55
		9:10 ~ 10:10
		10:20 ~

検査開始後、20分以上遅刻した者は、原則としてその時限の受検はできない。

ウ 検査場所 呉市立呉高等学校

エ 受検者の携行品

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、時計のほかは携行できない。また、これらについても小論文問題の解答上有利と考えられるものは検査場内への持ち込み及び使用ができない。

万一、小論文開始後に、検査場内に携帯電話等持ち込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなして退室させ、それまでの受検は一切無効とするとともに、その後の受検も認めない。

なお、上履き及び靴を入れる袋を持参すること。

## 7 合格者の決定

（1）本校校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

（2）本校校長は、推薦書、志望理由書、調査書、文化・スポーツ活動実績証明書、小論文及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

## 8 選抜結果の通知及び入学の確約

（1）本校校長は、選抜の結果について、平成30年2月7日（水）に、選考結果通知書（様式第14号）により中学校長に通知し、入学許可内定通知書（様式第15号）により中学校長を経由して入学許可内定者本人に通知する。ただし、合格者の発表は、選抜（Ⅱ）の合格者とともに平成30年3月14日（水）13時30分に本校で行うとともに、学校ホームページに掲載する。ホームページへの掲載は平成30年3月14日（水）13時30分から平成30年3月15日（木）正午までとする。（合格発表日には、受検票が必要なので持参すること。）

（2）入学許可内定者は、入学確約書（様式第16号）を中学校長に提出し、中学校長は記載内容を確認のうえ、平成30年2月9日（金）正午までに、本校校長に提出しなければならない。

なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

（3）入学確約書を提出した者は、他の高等学校に出願してはならない。他の高等学校に出願したことが判明した場合は、入学許可の内定を取り消すものとする。

## 9 その他

選抜の結果、入学許可内定者とならなかった者が、選抜（Ⅱ）、帰国生徒等の特別入学に関する選抜又は選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続きをしなければならない。



# 平成30年度 入学者選抜(Ⅱ)実施要項

呉市立呉高等学校  
〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目13-56  
TEL(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501  
http://www.kure-city.jp/~kurek/

## 1 選抜の趣旨

呉市立呉高等学校(以下「本校」という。)への入学を志望し、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を有する者を「平成30年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて選抜する。

## 2 課程及び学科

全日制課程 総合学科

## 3 学科の目標及び教育課程

本校の総合学科は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを目標としている。そのため、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体感させる学習を可能にするとともに、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習を重視している。

## 4 募集

### (1) 出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア 中学校を卒業した者

イ 平成30年3月に中学校を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第95条各号のいずれかに該当する者

エ 平成30年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

オ 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を平成30年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で平成30年3月31日までに満15歳以上に達する者

### (2) 定員

入学定員(160人)から選抜(Ⅰ)に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数

## 5 出願

### (1) 方式

ア 通学区域 広島県一円

イ 志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。

### (2) 期間

ア 入学願書 平成30年2月14日(水)から2月19日(月)正午まで

原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、平成30年2月16日(金)までに必着するよう提出すること。

イ 入学者選抜願 平成30年2月21日(水)から2月23日(金)正午まで

原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、受検票を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、平成30年2月22日(木)までに必着するよう提出すること。ただし、本校に志願変更を行った場合は、郵便による提出を認めない。

ウ 調査書等 平成30年2月21日(水)から2月26日(月)正午まで

原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、平成30年2月23日(金)までに必着するよう提出すること。ただし、本校に志願変更を行った場合は、郵便による提出を認めない。

受付時間は、いずれの場合も最終日以外は9時から16時(最終日は正午)までとする。(ただし、12時から13時の間を除く。)

なお、やむを得ず入学願書等を郵送する場合には、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

### (3) 手続

ア 志願者

(ア) 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①の書類及び卒業証明書を5(2)のアの期間内に、②及び③の書類等を5(2)のイの期間内に、本校校長に直接持参により提出するものとする。

① 入学願書(様式第1号)

② 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)

③ 入学者選抜料 2,200円

入学者選抜料は、呉市立呉高等学校入学者選抜料納付書(中学校から本校に希望数を依頼すること。)により、呉市指定の金融機関等で納入し、「納入通知書兼領収証書」(領収印のあるもの)を入学者選抜願の裏面に、受検票にかからないように注意して貼ること。

(イ) 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

a 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を平成29年12月1日(金)までに広島県教育委員会に提出し許可を得る。

b a以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を入学者選抜願に添付する。

(ウ) 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書(様式第18号)を本人が記入し、提出することができる。

なお、中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後5年を超える者については、入学者選抜願とともに、5(2)のイの期間内に本校校長に直接持参により提出するものとする。

(エ) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学者選抜願に添付すること。(5(5)を参照)

イ 出身中学校長

(ア) 出身中学校長は、次の①及び②の書類を5(2)のアの期間内に、③の書類等を5(2)のイの期間内に、本校校長にそれぞれ提出する。

なお、提出にあたっては、志願者の提出した①及び③の書類の記載事項等に誤りのないことを確認すること。

① 入学願書(様式第1号)

② 志願者名簿(様式第13号)2部(1部はコピーでも可)

③ 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)

入学者選抜願の裏面に入学者選抜料を支払ったことを証明する「納入通知書兼領収証書」が貼ってあることを確認すること。

(イ) 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、5(2)のウの期間内に本校校長に提出する。ただし、平成29年3月以前の卒業者については、②及び③の書類は提出しなくてよい。

- ① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第8号)
- ② 第3学年の全学級の評定(成績評点)一覧表(様式第10号)
- ③ 評定(成績評点)集計表(様式第12号)

(ウ) 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、5(2)のウの期間内に本校校長に提出する。

(エ) 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容をすべて含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

#### ウ 提出書類の受理及び受検票の交付等

(ア) 本校校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押印する。志願者名簿には受付番号を記入し、提出を受けた2部のうち1部を返却する。郵便により提出された場合、出身中学校長に郵便により送付する。

(イ) 入学願書及び入学者選抜願を受理した本校校長は、受検票を交付する。郵便により提出された場合、受検票は出身中学校長に郵便により送付する。

なお、入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

#### (4) 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校掲示板及び学校ホームページへの掲載により行う。

ア 本校校長は、平成30年2月19日(月)正午現在の志願者数を同日16時に公表する。

イ 本校校長は、平成30年2月21日(水)16時現在の志願者数を同日16時30分に、平成30年2月22日(木)16時現在の志願者数を同日16時30分に、平成30年2月23日(金)正午の志願者数を同日16時にそれぞれ公表する。

#### (5) 県外等からの出願

##### ア 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から③までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、呉市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

① 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者(海外居住者を含む。)で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。

② 4(1)のオにより出願する者

③ その他①に準ずる者。

a 提出書類 「平成30年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」別表第1(P95)による。

b 提出期間 平成29年12月13日(水)から平成30年1月9日(火)正午まで(ただし、日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日の期間を除く。)

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、平成30年1月5日(金)までに必着するよう提出すること。

また、志願者は郵送後、電話により速やかに呉市教育委員会に郵送した旨の連絡を行うこと。

c 提出先 呉市教育委員会教育部学校教育課 〒737-8501 呉市中央四丁目1-6 TEL(0823)25-3458

d 結果の通知 出身中学校長に通知する。

e その他

bの提出期限後に、保護者の転勤等が生じたため、呉市教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、bの提出期限を平成30年2月16日(金)正午までとし、入学願書等の提出期限は平成30年2月23日(金)正午までとする。なお、その後は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

##### イ 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に(平成30年2月14日(水)現在)単身赴任などで本校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書(様式第31号)、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入願書に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出すること。(ただし、平成30年度入学選抜(Ⅰ)実施要項の5(4)のイにより本校の選抜(Ⅰ)を受検し、入学許可内定者とならなかった者が、選抜(Ⅰ)の出願後も保護者の住所に変更がなく、本校に出願する場合は、選抜(Ⅱ)の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜(Ⅰ)で平成30年度入学選抜(Ⅰ)実施要項の5(4)のイにより受検している旨を本校校長に申し出る。郵便により提出する場合には、出身中学校長は電話によりその旨を本校校長に申し出る。申し出を受けた本校校長は、選抜(Ⅰ)の出願書類によって出願資格の有無について確認する。)

ウ 県外等からの出願許可を受けて選抜(Ⅰ)を受検し、入学許可内定者とならなかった者及び併設型高等学校入学選抜又は併設型高等学校の帰国生徒等の特別入学に関する選抜を受検し、合格者とならなかった者(合格者となったが、入学を辞退した者を含む。)が、選抜(Ⅱ)で本校を受検する場合の県外等からの出願に係る取扱いは次のとおりとする。(ただし、選抜(Ⅰ)、併設型高等学校入学選抜又は併設型高等学校の帰国生徒等の特別入学に関する選抜で県外等からの出願許可を受けた際の住所を変更する場合は、平成30年2月13日(火)正午までに必要書類を呉市教育委員会に提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。)

##### (ア) 選抜(Ⅰ)で本校に出願した場合

選抜(Ⅱ)の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜(Ⅰ)で県外等からの出願許可を受けている旨を本校校長に申し出る。郵便により提出する場合にあっては、出身中学校長は電話によりその旨を本校校長に申し出る。

申し出を受けた本校校長は、選抜(Ⅰ)の出願書類によって志願者が県外等からの出願許可を受けていることを確認する。

(イ) 本校と異なる高等学校の選抜(Ⅰ)、併設型高等学校入学選抜又は併設型高等学校の帰国生徒等の特別入学に関する選抜に出願した場合 県外等からの出願許可書の写しを入願書に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出する。

県外等からの出願許可書の写しを添付した入学願書の提出を受けた本校校長は、直ちに県外等からの出願許可をした教育委員会に照会し、出願資格の有無について確認する。

#### (6) 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、本校に再び出願することはできない。また、入学選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。(5(5)のアのeにより県外等から入学願書を提出する者が、平成30年2月19日(月)正午までに入学願書が提出できなかった場合は、志願変更はできない。)

中学校卒業後5年を超える者については、次のイの手続きは、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

##### ア 期間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

平成30年2月21日(水)から2月23日(金)正午まで

郵便による取下げ(本校からの返却)及び再提出はできない。

受付時間は最終日以外は9時から16時(最終日は正午)までとする。(ただし、12時から13時の間を除く。)

##### イ 手続

##### (ア) 志願者

a 志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第19号)に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

b 再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(5(5)のウの(イ)により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可の写し)を含む。)の高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、5(3)のイの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

c 平成30年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項第1-2-(2)-オの(イ)により選抜(Ⅰ)と同一の高等学校に入学願書を提出した後、本校に志願を変更する場合には、出身中学校長意見書、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入願書に添付し、5(3)のイの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

- d 平成30年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項第1-2-(2)-オのウのaにより入学願書を提出した後、本校に志願を変更する場合には、県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付し、5(3)のイのウの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。
- e 県外等からの出願許可を受けて志願先高等学校へ入学願書を提出した後、本校に志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、平成30年2月21日(水)正午までに必要書類を呉市教育委員会へ提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

(イ) 出身中学校長

- a 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確かめて、本校校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書(5(5)のウのイ)により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)を受け取り、志願変更をする者に返却する。
- b 出身中学校長は、再提出された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書(5(5)のウのイ)により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)を5(3)のイの手続に準じて、所定の期間内に本校校長に提出する。

(ウ) 本校校長

- a 本校校長は、出身中学校長等から提出された志願変更をする者の志願変更願が適正であることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、出身中学校長等に志願変更をする者の入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書(5(5)のウのイ)により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書の写し)を、中学校卒業後5年を超える者が出願している場合にあつては、卒業証明書を含む。)を返却する。
- b 本校校長は、出身中学校長等から再提出された入学願書等を5(3)のウの手続に準じて処理する。

6 選 抜

(1) 方針 選抜は、「平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

(2) 検査場所 呉市立呉高等学校

(3) 一般学力検査

ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査は各教科50点満点とする。

ウ 志願者全員に対して傾斜配点(数学及び英語について、その得点を2倍する)を実施する。

エ 実施期日、教科及び時間割等

3月6日(火)			3月7日(水)		
時 限	時 刻	検査教科等	時 限	時 刻	検査教科等
	9:00~9:20	集合・注意		~8:50	着 席
第1時限	9:30~10:20	国 語	第1時限	9:00~9:50	理 科
第2時限	10:40~11:30	社 会	第2時限	10:10~11:00	英 語
第3時限	11:50~12:40	数 学			

注意1 検査開始後20分以上遅刻した者は、原則としてその時限の受検はできない。

注意2 第2日は、8時50分までに、各検査場の各自の席に着いていること。

オ 受検者の携行品

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、定規(分度器、分度器のついた定規及び三角定規は不可)、時計(計算機能又は英和英機能付の時計、アラーム機能付の時計は不可)のほかは携行できない。また、これらについても検査問題の解答上有利と考えられるものは、検査場内への持込み及び使用ができない。万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話など持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合にあつては、不正行為とみなして退室させ、それまでの受検は一切無効とするともに、その後の受検も認めない。

なお、上履き及び靴を入れる袋を持参すること。

(4) 個人面接

中学校過年度卒業の志願者については、平成30年3月6日(火)学力検査終了後、個人面接を行う。

(5) 追検査の実施

ア 対象

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜(Ⅱ)を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

項 目	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

なお、大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書により確認する。

イ 追検査

(ア) 手続

「平成30年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」(P34)に示す必要な手続を、平成30年3月8日(木)正午までに行うこと。

(イ) 選 抜

a 検査方法 小論文及び面接

b 実施期日 平成30年3月12日(月)

c 集合及び検査時間割

時 限	時 刻	検査等
	9:00~9:10	集合・注意
第1時限	9:20~10:20	小 論 文
第2時限	10:30~	面 接

検査開始後、20分以上遅刻した者は、原則としてその時限の受検はできない。

d 検査場所 呉市立呉高等学校

e 受検者の携行品

追検査受検承認(不承認)通知書(様式第22号)及び選抜(Ⅱ)における携行品(6(3)のオ)

7 合格者の決定

- (1) 本校校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- (2) 本校校長は、一般学力検査の点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して合格者を決定する。
- (3) 一般学力検査を重視する方法(一般学力検査:調査書=7:3)により、入学定員の10%(16人)の合格者を決定する。決定方法の優先順位は、(2)の方法を優先するものとする。

- (4) 個人面接を実施した場合は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
- (5) 志願者から自己申告書（様式第18号）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
- (6) 追検査受検者の合格者の決定
  - ア 本校校長を委員長とする入学選抜委員会において選考を行う。
  - イ 本校校長は追検査の結果及び調査書の記載内容によって総合的に判断して合格者を決定する。
  - ウ 受検者から自己申告書（様式第18号）が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
  - エ 合格者は選抜（Ⅱ）の定員に含めて決定する。

#### 8. 合格者の発表

- (1) 発表は、平成30年3月14日（水）13時30分に、県市立県高等学校掲示板及び学校ホームページ（<http://www.kure-city.jp/~kurek/>）で行う。なお、電話による可否の問い合わせには応じない。
- (2) 学校ホームページへの掲載期間は、平成30年3月14日（水）13時30分から3月15日（木）12時00分までとする。
- (3) 合格者には、本校において「合格通知書」及び「請書・辞退届」を本人に直接交付する。（受検票が必要なので持参すること。）「請書・辞退届」は、平成30年3月15日（木）正午までに提出すること。ただし、選抜（Ⅰ）における合格者については「請書・辞退届」の提出は不要とする。
- (4) 合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、平成30年3月15日（木）16時まで、中学校長を經由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して受検者本人に連絡する。

#### 9. 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

- (1) 入学定員 2名以内とする。
- (2) 出願資格 出願手続及び学力検査等は、「平成30年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」による。

#### 10. 選抜（Ⅱ）における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

- (1) 開示内容
  - ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計
  - イ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計
- (2) 開示請求対象者  
選抜（Ⅱ）の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）
- (3) 本人等であることの確認  
「平成30年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」別表第2（P96）に示す書類の提示により確認する。なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。
- (4) 開示期間  
平成30年3月23日（金）から4月20日（金）までとする。（ただし、日曜日、土曜日及び学校が定める振替休日等を除く。）受付時間は原則として9時から16時までとする。（12時40分から13時25分までの間を除く。）
- (5) 開示場所  
本校（受付窓口は事務室）

#### 11. 選抜（Ⅲ）

- (1) 実施の有無は、平成30年3月16日（金）10時に本校掲示板に掲示する。
- (2) 実施の場合は、「平成30年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」及び「平成30年度県市立県高等学校入学選抜の基本方針」に基づいて行う。
- (3) 通学区域は、広島県一円とする。

#### 12. その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、すべて「平成30年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」及び「平成30年度県市立県高等学校入学選抜の基本方針」に基づいて行う。
- (2) 志願については、虚偽の事実があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。